

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 19 年度予算の編成について

平成 19 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

本年度のわが国の経済は、企業部門の好調さが家計部門に波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれるものの、道内においては、当初緩やかながら持ち直しの動きがみられたが、足踏み感があり、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、19 年度予算を「新たな挑戦の 10 年」の初年度として、2010 年代初頭における基礎的財政収支黒字化を確実に達成していくための発射台と位置づけ、成長力・競争力強化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現及び財政健全化に取り組むこととしている。財政健全化へ向けては、歳出・歳入一体改革に向けて全力を尽くし、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを基本的立場とすることとしている。

一方、札幌市の財政状況を見ると、歳入については、基幹となる市税収入に税源移譲による増が見込まれるものの、その影響分を除くとほぼ横ばい傾向にあるうえに、19 年度からの交付税制度の抜本的見直しが予定されており、地方交付税を貴重な財源としている札幌市にとって、先々の見通しが極めて不透明となっている。

また、歳出については、生活保護費などの扶助費のほか、国民健康保険や老人医療などの他会計への繰出金についても増加し、中期財政見通しにおいて、来年度は 155 億円程度の財源不足となることが見込まれており、依然として厳しい環境におかれている。

第2 予算編成の基本的考え方

このような中で、今後、本格的な地方分権の時代を迎えるにあたっては、市民への説明責任を十分に果たし、必要な論議を尽くしながら、財政構造改革を一層推進していく必要がある。

よって、19年度予算の編成にあたっては、職員一人ひとりが、札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するよう、他部局との連携を一層進めるとともに、定数や機構編成とも一体化した考え方のもとで、事務事業の抜本的な再構築に取り組まなければならない。

なお、来春の市議会議員及び市長選挙を控え、19年度予算は従来からの継続的な事業や例年実施している継続的な事務事業などにかかわる経費や義務的経費を中心とする、骨格予算として編成することとなるので留意すること。

1 行政評価における検証結果の反映と成果指標の設定

本年度実施した行政評価における検証結果を踏まえて、事業実施にかかる費用対効果や、真に行政が担うべき領域に属する事業であるか、行政が事業の担い手となるべきか等を再検証し、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変えていく」ことを基本として予算編成を行う。

なお、今後検討することとしている事項についても前倒しで検討を進め、できる限り予算に反映させること。

また、事業の企画・計画の段階から、事業の実施によって想定される効果や目標を明らかにし、できる限り成果指標として設定すること。

2 市民や企業等との連携の推進

全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業を始める時のみならず、既往事業を継続する場合についても、市民との連携や企業の活力の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局に関連事業や類似事業がないか、協働でできる事業はないかをよく確認し、札幌市全体として効果的な事業となるよう連携を図るとともに、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討を進めること。

3 市民意見の集約と予算への反映

「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを基本理念に、予算編成過程においても、市民との情報共有化を図るとともに、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、予算に反映する。

意見等の集約にあたっては、職員一人ひとりが一札幌市民として市民の視点や生活感覚

を持ちながら、市民の意見に真摯に耳を傾け、かつ透明性を保って進めていくことが重要である。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成18年度の決算見込み、国の概算要求及び社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。特に多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

なお、昨年に引き続き、収入未済額の圧縮に向けて収納率向上対策連絡協議会が別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「財政構造改革プラン」の趣旨を踏まえて、さらなる向上に向け鋭意努力すること。

(2) 使用料、手数料及び諸収入

数量等については、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少しているような施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、規制緩和措置も含めて利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分に発揮されるよう留意すること。

新たな財源の確保を図ると同時に、財源確保の手法を職員自らが積極的に検討することなどを通じ、財政構造改革に向けた職員の意識改革を図るため、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載し又は掲出する広告事業を推進していくこととしたので、積極的に実施すること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、今後、

札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用していても、施設の統廃合や移転により売却することで、資産価値がより発揮されるものについては、利用形態を見直すこと。

(5) 繰入金

厳しい財政状況を踏まえて、まちづくり推進基金や土地開発基金など開発系の基金について社会資本の整備状況や今後の建設事業の見直しなどを勘案しながら積極的な活用を図る。

また、基金のさらなる有効活用を図る観点から、基金運用益を活用している事業についても、基金元金の支消を行うなど更なる活用を図ること。

(6) 市債

市債残高の累増に伴う公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、将来世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。なお、主要公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 18 年度予算額から 5% を削減した額を上限とする。

また、対象事業としての適否及び計上額については、必ず**財政部総務資金課に確認**のうえ見積もること。

2 歳出について

歳出の見積りにあたっては、“伸ばすべきもの”を伸ばすために、「財政構造改革プラン」及び「出資団体改革プラン」に掲げられた項目など“変えるべきもの”をしっかりと変えていくことを念頭に置き、事業の優先順位や行政が担うべき領域に属する事業であるか、行政が事業の担い手となるべきかなどを見極めながら、事務事業の抜本的な見直し・再構築を市民の目に見える形で行うこと。

(1) 要求区分

ア 配分外経費

各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- (イ) 「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ウ) 扶助費
- (エ) 公債費
- (オ) 平年度化経費

- (カ) 見直し振替要求分... (注1)
- (キ) 団体補助金(「財政構造改革プラン」における19年度見直し実施分)
- (ク) 貸付金
- (ケ) 「事務事業総点検」における重点取組項目... (注2)
- (コ) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税、消費税
- (サ) PFI関連事業
- (シ) 土地売却を前提とした建物解体費
- (ス) 他会計繰出金
- (セ) 18年度配分外経費のうち19年度に継続する必要のあるもの
- (ソ) 公共施設長寿命化関連事業... (注3)
- (タ) 事務事業見直しインセンティブ制度分... (注4)
- (チ) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業

(注1) 見直し振替要求分

職員費の削減につながる自主的な事務事業の見直しによる効果額については、その範囲内で、見直しにより増加する委託料等の経費への振替要求を認める。

(注2) 「事務事業総点検」における重点取組項目

『「事務事業の総点検の取組強化」について』(平成16年5月25日付札市改第36号、札人第113号、札財第7号)における重点取組項目については、局配分経費とは別の要求とする。

(注3) 公共施設長寿命化関連事業

「平成19年度臨時的経費に係る事業費等の見積り、及び平成19年度における市有建築物長寿命化推進事業の照会について」(平成18年8月4日付け札築企第4006号)により、取り扱うこととする。

(注4) 事務事業見直しインセンティブ制度分

「事務事業見直しインセンティブ制度」の取組により生ずるメリット額の範囲内で、局配分経費とは別に要求を認める。

イ 配分経費

各局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外の全ての経費を対象とする。
なお、局配分経費の要求額の上限は、次の額の合計額とする。

(ア) 経常的経費

18年度局配分経費のうち、原則として次に指定する節・細節の5%を18年度局配分経費一般財源額から削減した額

- ・ 時間外手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（事務補助分）、賃金（事務補助分）、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費、建物補修費、賄材料費）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費

ただし、前年度局配分一般財源額が5億円に満たない局については、計算された削減額の半分を削減する。

(1) 臨時的経費

18年度局配分一般財源額から5%を削減した額

(2) 要求にあたっての留意点

ア 配分経費の要求にあたっては、既往事業の徹底的な見直しを行い、新規・レベルアップ事業の創出に努めること。

イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業についても市民との連携や企業の活力の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討したうえで要求すること。

ウ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

また、新規補助については、原則としてサンセット方式を条件とし、終期の定めのないものは認めないので留意すること。

第4 その他

1 局マネジメントの推進

各局においては、「局予算要求方針」を策定し、成果重視の観点などから自主的な見直しを積極的に行うこと。

また、新規の施設整備など、区との事前協議が必要となる事業を行おうとする場合には、要望事項にあがっているか否かを問わず、必ず要求前に区との調整を実施すること。

2 予算編成プロセスの公開に関する取組

予算編成にかかる透明性を確保するため、広報誌に主要な予算要求事業を紹介した市民意見募集記事を掲載するほか、「予算編成方針」や「局予算要求方針」など予算編成過程における情報を、ホームページ等で公開するとともに、コールセンターの活用などにより市民意見を集約し、予算に反映する。

3 予算見積書の作成

19年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

なお、来春の市議会議員及び市長選挙を控え、予算編成日程が例年より早まるので十分留意すること。また、従来からの継続的な事業や例年実施している継続的な事務事業にかかわる経費を中心とする骨格予算として編成することとなることから、原則別紙区分に従い「骨格」に該当するもののみを要求すること。

4 予算編成日程

19年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

18年	10月	23日	(月)	見積書等提出期限
	12月	18日	(月)	予算説明書関係資料提出期限
	12月	下旬		市長査定
19年	1月	下旬		予算案記者発表
	1月	30日	(火)	実行計画書提出期限

骨格及び肉付予算区分表

骨 格 予 算	経常的経費	全て計上する
	臨時的経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 継続費及び債務負担行為により19年度支出が確定している経費 2 前年度から用地取得費、設計費を計上するなど継続されることが前提となっている事業に係る経費 3 継続的な融資あるいは補助に係る経費 4 例年実施している不可避的な事業で必要と認められる経費 (施設の補修、備品整備等) 5 例年継続的に実施している補助事業に係る経費 6 単独事業については、市民の日常生活との関連、社会福祉の見地、工期等からみて年度当初に計上することが必要と認められる経費
肉 付 予 算	臨時的経費	新規着手する事業や継続的な事業をレベルアップする事業など、骨格予算に計上する以外のもの

この区分の解釈に疑義が生じる場合やこの区分によりがたい場合には、財政課と協議すること。